

佐倉市男女平等参画審議会 令和 8 年度 第 1 回会議 会議録

日 時：令和 8 年 5 月 26 日（火）午前 10 時 00 分から

会 場：佐倉市役所 社会福祉センター地下会議室

出席者：

＜審議会委員＞實川博己委員、田村信江委員、松浦良恵委員、小倉佑一委員、
田中もとよ委員、遠藤恵子委員、古川隼也委員、深山民夫委員、中村真理委員

＜事務局＞市長、市民部長、自治人権推進課〔課長、担当 3 名〕、こども家庭課〔課
長〕、佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者〔2 名〕

次第等：

◆委嘱状交付

◆市長挨拶

◆委員自己紹介

◆佐倉市男女平等参画審議会の概要について

◆会長、副会長の選出について

◆議題

(1) 会議の公開並びに会議録について

(2) 佐倉市防災会議委員 及び 佐倉市国民保護協議会委員の推薦について

(3) 諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項につ
いて

(4) 計画の進行管理に関する調査結果の評価に係る運用について

(5) 市民意識調査について

◆講話

講師：遠藤 恵子 氏〔城西国際大学国際人文学部国際文化学科 教授〕

テーマ：男女平等参画社会の現状と課題について

午前 10 時 00 分 開会

【事務局】ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会令和 8 年度第 1 回会議を開催
いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にあり
がとうございました。

〔委嘱状交付〕〔市長挨拶〕〔出席委員自己紹介〕〔職員自己紹介〕

【事務局】佐倉市男女平等参画審議会の概要について、事務局から説明します。

【事務局】佐倉市男女平等参画審議会は、「佐倉市男女平等参画推進条例第 17 条」
に、その設置が定められており、「男女平等参画に関する施策の総合的かつ計画的な

推進に関し、必要な事項を審議するため、佐倉市男女平等参画審議会を置く」とされています。

具体的には、男女平等参画基本計画の策定や見直しに関する事、基本計画に掲げられている施策の進行状況、男女平等参画推進センターの管理運営に関する事、などについてご審議いただきます。

次に、条例第 18 条では、「委員は 12 人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 4 未満とならないものとする」、「委員は、公募に応じた市民並びに事業者及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する」、「委員の任期は 2 年間とし、再任を妨げない」と定められています。

令和 8 年度は、本日を含めまして 3 回の開催を予定しております。本日は、このあと、会長・副会長の選出、佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、「男女平等参画に関する市民意識調査」の実施について、ご説明をします。

次回、2 回目の会議は 7 月 21 日（火）を予定しています。内容は、「佐倉市男女平等参画基本計画【第 4 期】で掲げています施策の進行管理調査結果（令和 7 年度分）について」ご説明します。また、本日ご説明します、市民意識調査の実施について、ご審議いただきます。

3 回目の会議は 11 月頃を予定しています。内容は、2 回目の会議でご説明します、第 4 期基本計画の進行状況について、評価をいただく予定です。また、こちらも 2 回目の会議で説明します。

来年度、令和 9 年度につきましては、現在のところ、6 回の会議を予定しています。基本計画の進行状況（令和 8 年度分）について評価いただく予定となっています。また、基本計画【第 4 期】（令和 2 年度から令和 13 年度まで）については、見直しを予定しています。これは、計画の進行状況や社会情勢の変化に加え、今年度実施する市民意識調査の結果等を踏まえ、より実情に即した計画とするためです。

【事務局】これから議事を進めていくにあたり、会長及び副会長の選出をお願いします。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 4 条に、審議会に会長、副会長各一人を置き、委員の互選により定めると規定されていますが、ご意見等ございますか。

[意見なし]

【事務局】 ご意見等がないようでしたら事務局案ということでご提案してもよろしいですか。

[委員から賛同あり]

【事務局】 事務局の案としては、平成 26 年度より審議会委員を務めていただいている、遠藤委員に会長をお願いしたいと考えています。また、松橋委員に副会長をお願いしたいと考えていますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

【事務局長】 それでは、会長は遠藤委員、副会長は松橋委員にお願いいたします。

[会長挨拶]

【事務局】 ここから先の運営を、会長をお願いしたいと思います。

【会長】 議事に入ります。佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第 5 条第 2 項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められています。本日の出席委員は、9 名ですので、11 名の半数を超えています。したがって、会議が成立していますことを、ご報告いたします。

それでは、議題（1）会議の公開並びに会議録について、事務局員から説明をお願いします。

【事務局】 それでは、会議公開並びに会議録について、ご説明します。はじめに、会議の公開につきましては、佐倉市情報公開条例第 20 条の規定により、原則公開となっていますが、その詳細には、審議会として決定していただく必要があります

まず、市の審議会等の会議は、佐倉市情報公開条例第 20 条により、原則として公開することとなっていますが、法令に規定されている場合や、個人情報に係るもの、また、会議を公開することにより議事運営が阻害される場合などには、例外として非公開とすることができるとしています。

次に、確認・協議事項（審議会等の会議の公開に関する要綱規定事項等）として、（1）会議開催の事前公表、（2）会議の傍聴、（3）会議を例外的に非公開とする場合、（4）会議録について、（5）会議録の確認（確定）があります。

このうち、（5）会議録の確認（確定）、会長および副会長により会議録を確定する、があります。これは、会議録を公開するにあたり、事務局が作成した会議内容を、会長および副会長の確認をもって、確定するというものです。流れとしましては、会議終了後、数週間のうちに、事務局から会長と副会長あてに、会議録（案）

を送付します。その内容をご確認いただき、誤字等の訂正箇所があれば、校正していただき、事務局にご返送いただきます。文言修正をした後、事務局で市役所の市政資料室への配架の手続きをとり、市民へ公開するという手順です。本日の会議より、会議録を作成します。

最後に、会議の公開に係るその他の取扱いについては、会長・副会長に一任するものとします、としています。

この、会議の公開並びに会議録についてと、傍聴要領は、この会議で承認されますと、任期中に開催される全ての審議会会議で準用されることを、申し添えます。

【会長】ただいまの説明で、質疑はございますか。質疑のある方は、挙手をお願いします。

[挙手なし]

【会長】会議の公開並びに会議録について、と、傍聴要領について、事務局からの説明のとおり取り扱うことに、賛成の方の挙手を求めます。

[挙手確認]

【会長】挙手全員でございます。会議公開並びに会議録について、事務局からの説明のとおり取り扱うことと決しました。ここで傍聴人の方に入室していただきます。

[傍聴人なし]

【会長】続きまして、(2) 佐倉市防災会議委員及び佐倉市国民保護協議会委員の推薦について、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】佐倉市防災会議 及び 佐倉市国民保護協議会の担当課は、危機管理課で、委員の任期は2年でございます。防災会議は、地域防災に関する重要事項について、また、国民保護協議会は、国民の保護計画に関する施策について、ご意見をいただく会議です。いずれも、男女平等参画の視点を地域防災に反映させるため、男女平等参画審議会から委員を選出するものです。今回の推薦については、危機管理課への回答期限が5月7日であったため、事務局で協議を行った結果、田中もとよ委員をお願いすることとします。

なお、今後、他の附属機関等から、委員の推薦依頼等があった場合についても、その案件のみで審議会を開催することは、委員の皆様にご負担をおかけすることになることから、会長と事務局で協議のうえ、推薦委員の調整を行い、その際には、

次の会議で、委員の皆様にご報告するという事で、ご了承くださいませよう、お願いします。

【会長】ただいまの説明につきまして、質疑はございますか。

[挙手なし]

【会長】今後の推薦依頼の取扱いについても、了承いただくことでよろしいですか。

[異議なし]

【会長】了承とします。続いて、(3) 諮問 佐倉市男女平等参画基本計画及び男女平等参画に関する重要事項について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】諮問について読み上げをいたします。

佐自第64号。令和8年5月26日。佐倉市男女平等参画審議会会長様。佐倉市長、西田三十五。佐倉市男女平等参画基本計画および男女平等参画に関する重要事項について（諮問）。佐倉市男女平等参画推進条例（佐倉市条例第41号）第17条第2項第1号の規定により、次のとおり諮問いたします。1. 佐倉市男女平等参画基本計画に位置付けた取組につきまして、より実効性のある施策を推進するため、計画における事業の進行状況（令和7年度分）の総合評価について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。2. 佐倉市男女平等参画基本計画の目標の達成度を測り、今後の施策推進のための資料として活用する「男女平等参画に関する市民意識調査」を実施するにあたり、調査の内容について、ご意見を賜りたく、ご審議くださいますようお願いいたします。

[会長に提出]

【会長】受け取りました。つづきまして、(4) 計画の進行管理に関する調査結果の評価に係る運用について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】今回、ご提案しますのは、審議会として総合評価を行う前に、各委員に行っていただく個別評価について、評価方法及び評価対象の運用方法についてです。委員の皆様には、進行管理に対する個別評価及び総合評価を行っていただきます。この個別評価については、令和6年度までは第2回審議会開催時に、紙媒体の資料（進行管理調査結果一覧4冊、質問・意見記入用1冊）を配布して、各事業へのご意見・ご質問をいただいたほか、その後担当所属からの回答などをまとめた紙資料を送付し、個別評価をいただいた上で、第3回審議会開催前に事務局へ郵送し

ていただいていた。これらすべてを紙資料のみで対応していることは、資料の持ち運びや手書き作業といった委員の皆様の負担を増大させており、また、ペーパーレスの取組強化を行っている市の方針に照らしても、改善の余地があると考え、令和7年度より、従来通り紙資料によって手書きで評価し郵送する「紙方式」と、Word ファイルに評価を入力し電子メールで送信する「電子方式」の選択式とし、委員の皆様それぞれの都合のよい方式で実施し、今後も同様の方式で行いたいと考えています。なお、この後の採決にて承認いただいた場合は、第2回審議会開催前に、どちらの方式を選択するか、希望調査をします。また、「電子方式」を選択された委員については、審議会へのPC持ち込みを可とし、資料を閲覧していただくこととします。

続いて、令和6年度まで、計画に記載されている全事業（第4期改訂版では138事業）のうち、重点事業として選定されている26事業について審議会での総合評価をしていただいております。重点事業以外の事業については、必要に応じて提言を行っていただいております。このことについて、以前より、評価の実施有無に関わらず、全事業について内容をご確認いただくことが、委員の皆様の負担となっていることと感じています。

つきましては、各所属への進行管理調査の実施及び結果の取りまとめ（資料作成）は従来通り全事業について実施するものの、評価を行う重点事業以外のものについては、委員からの提言は求めず、HPでの公開のみ行うものとするをご提案します。

【会長】ただ今の説明につきまして、質問等ありませんでしょうか。初めての方にはイメージがつかみにくい点もあるかと思います。参考までに申し上げますと、10年ほど前に関わった際には、評価対象事業がA4用紙1枚に2件程度記載され、委員が判定する形式でしたが、情報量が少ないという課題がありました。

その後、第4期計画の作成にあたり、各事業の内容を充実させ、A4用紙で1～3枚程度の資料に拡充しました。また、従来の重点事業26事業に加え、それ以外の事業についても情報を確認できるようにとの提案を受け、資料一式は結果として5冊程度の分量となりました。

一方で、近年のペーパーレス化の流れを踏まえ、文字の縮小やデータでの閲覧・確認へと移行していますが、結果として確認作業の負担が増加した側面もありま

す。こうした経緯を踏まえ、現在は実行可能性とのバランスを考慮しながら、より良い進め方を検討しているところです。

【委員】紙とデータの併用、例えば紙で資料を受け取り、回答はデータでメール送付する方法は可能でしょうか。

【事務局】紙・データいずれも対応可能です。

【委員】「調査」とは具体的に何を指すのでしょうか。

【会長】毎年7月頃、計画に位置付けられた各事業について、前年度の実施内容をまとめた資料が配布されます。この内容は、自治人権推進課が各担当部署に照会し、取りまとめたものです。委員の皆様には、それらの資料を確認の上、疑問点等を質問として提出していただきます。その後、回答が共有され、最終的に ABCD 評価を行い、11月の会議で総合評価を確認する流れとなっています。なお、市民意識調査とは別のものです。

ただ今の説明につきまして、質問等ありませんでしょうか。

[挙手無し]

【会長】それでは、事務局より提案のありました、計画の進行管理に関する調査結果の評価に係る運用案について、決を採りたいと思います。

まず、評価方法（紙方式と電子方式の選択式とすること）について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手確認]

挙手全員です。個別評価の方法については、事務局からの説明のとおりで決定します。

次に、評価対象（重点事業以外は提言の対象から除外すること）について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手確認]

挙手全員です。個別評価の対象についても、事務局からの説明のとおりで決定いたします。続いて、(5) 男女平等参画に関する市民意識調査の調査票の内容について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】第4期計画では、令和5年度の第1回改訂時に、令和8年度における計画の目標値を新たに設定しています。これらの目標値のうち、一部の指標については、今年度実施予定の「男女平等参画社会に関する市民意識調査」により、再度確

認することとしています。また、令和 9 年度には第 2 回目の計画見直しを予定しています。本調査は、市民の皆さまの意識や現状を把握し、今後の計画見直しに向けた基礎資料とすることを目的として実施するものです。なお、現在、令和 8 年度の目標値には一部空欄がありますが、これらについては令和 5 年度の改訂後、各所管課において計画が確定し、既に数値が設定されています。お伝えいたしますので、ご記入をお願いします。市の管理的地位にある女性委員比率は 20%です。介護予防ボランティア登録者数は 450 人です。子宮頸がん検診受診率は 60%です。乳がん検診受診率は 60%です。

まず、調査のスケジュールについてご説明します。本日は、調査票の素案についてご説明します。本日の審議会終了後、委員の皆さまには、素案に対するご意見がございましたら、資料 8-4 にご記入のうえ、ご提出をお願いいたします。

いただいたご意見を踏まえて調査票を修正し、次回の第 2 回審議会にて再度ご確認いただきます。その後、調査票を確定し、9 月に調査を実施、10 月より集計・分析を行います。そして、分析結果をもとに、令和 9 年度に計画の達成状況の確認および見直し作業を進めていく予定です。

今回の調査票は、計画の目標値の達成状況を把握するために必要な項目や、経年比較が必要な項目については継続して設定しつつ、回答者の負担軽減、回答率の向上を目的として、質問や選択肢を分かりやすく整理しております。その結果、新たに追加した質問もありますが、全体としては令和 4 年度調査とほぼ同様の構成となっています。

資料 8-1 をご覧ください。中央の「R8 (案)」欄に「○」が付いている項目が、今回の調査対象とする予定の質問です。右側の「R4」欄は前回の調査項目です。また、左から 4 番目の調査項目に「☆」が付いている箇所は、計画の目標値の達成状況を測るための重要な質問となります。一番右の欄には、令和 4 年度調査からの変更点を記載しております。続いて、資料 8-2「令和 8 年度調査票 (案)」をご覧ください。こちらは、現時点で事務局において調整・作成した案となります。前回からの修正箇所は赤字で記載しています。主な変更点についてご説明しますので、必要に応じて資料 8-3 の令和 4 年度調査と比較してご確認ください。

(1) 男女平等意識について、問 1・問 2、調査票 1 ページ目です。計画指標に関わる重要項目であるため、基本的には前回と同様の構成としています。問 1 では、選

択肢 4「わからない」を削除しています。これは、選択肢 2「どちらともいえない」と内容が重複すると判断したためです。問 2 では、新たに「災害時・避難所での生活」を選択肢に追加しました。これは、国および県の計画において重点分野とされているためです。

(2) 家庭生活について、問 3～問 6、2～3 ページをご覧ください。問 3 および問 4 については変更ありません。問 5 では、選択肢 7・8 を追加しました。これは、個人の意識だけでなく、社会や職場環境などの構造的要因を把握し、施策の方向性の検討に活用するためです。問 6 においても同様に選択肢 7・8 を追加し、職場環境や組織文化といった構造的要因の把握を目的としています。

(3) 子育て・教育について、問 7・問 8、4 ページです。旧問 7 については、設問の意図が不明確であるため削除を検討しています。新たな問 7 については、選択肢の表現を一部見直しました。

(4) 職業（就業）について、問 8～問 14、5～8 ページです。問 8 では、働き方の多様化に対応するため、選択肢 4・5 を追加しました。問 9 および問 10 については変更ありません。問 11 では、利用する必要がなかった方も選択できるよう、「利用対象ではなかった」を追加しました。問 12～問 14 については、一部文言の修正を行っています。

(5) 地域活動について、問 15、9 ページです。こちらは前回から変更ありません。

(6) 人権について、問 16～問 22、9 ページ下段～13 ページです。

問 16 は、設問文全体の調整を行いましたが、内容の変更はありません。問 17 および問 18 も変更ありません。問 19 については、男性から女性への行為を前提としているという誤解を招かないよう、表現を一部修正しました。問 19-1-1 および 19-1-2 については変更ありません。

また、問 21～問 23 は新規設問です。これらは、令和 6 年施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に対応したもので、次期計画改定の際には同法律の求める市町村基本計画に本計画を位置づける予定です。

(7) 施策について、問 23～問 25、14～15 ページです。

問 23 は設問および選択肢の表現を修正しました。問 24 は変更ありません。問 24-1 は新規設問で、現状で、市民の皆さんが男女平等センターに求める機能を改めて把握するためのものです。問 25 については一部文言を除き変更はありません。

(属性)、15～16 ページです。F2 および F3 については、市全体の市民意識調査と統一した内容としております。

委員の皆さまには、今回の調査票素案と令和 4 年度調査票を比較していただき、ご意見をいただければと思います。ご意見がある場合は、6 月 15 日までに、資料 8-4 にご記入のうえ、返信用封筒またはメールにてご提出ください。

なお、ご意見がない場合は、提出は不要です。いただいたご意見を踏まえ、調査票を修正し、次回の第 2 回審議会において改めてご審議いただく予定です。

【会長】ただいま、事務局からの説明がありました。一点、これまでの経過として補足いたします。以前は「最も重要と思うものを 2～3 つ選択する」という形式を長年採用していました。しかし、この方式では、各選択肢の回答傾向を把握しにくい、あるいは必ず上限を超えて選択する人が出てしまうといった課題がありました。そのため現在は「当てはまるものすべてに丸を付ける」方式としていますが、この場合は各設問を個別に判断する必要があるため、回答者の負担が大きくなるのではないかというご意見も過去にありました。いずれの方式にも課題があり、多くの自治体でも同様の悩みを抱えていると思いますが、設問数が多い現状については、今後工夫の余地があると認識しております。

【委員】質問項目とは直接関係しませんが、調査の対象者数と回答率について、これまでの実績を教えてくださいませんか。

【事務局】前回調査では、約 3,000 人に調査票を発送し、回答率はおおむね 30～40%程度でした。

【委員】ありがとうございました。それはおよそ 1,000 人程度の回答があったという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】はい、おおむねそのような規模になります。

【会長】昨今は、こうした調査で一定の回答数を確保すること自体が難しくなっている状況もございます。

【委員】インターネット回答の割合については把握されていますか。

【事務局】現時点では詳細な割合までは把握できていません。

【会長】若い世代、特に 20 代・30 代の方は多忙なこともあり、郵送調査への回答は負担が大きい傾向があります。一方で、インターネット回答についても、必ずしも割合が大きく伸びている状況ではないため、今後の課題と考えています。可能であ

れば、今後は回答手段別の状況についてもご提示いただけると、より議論が深まるかと思います。

【会長】 他にはございませんでしょうか。

[質疑なし]

【会長】 本日の議事が終わりました。この先の進行は、事務局にお返しします。

【事務局】 長時間にわたり、ご審議いただき、ありがとうございました。それでは、次第の8に移ります。審議会委員で、男女平等参画に関することの有識者である、城西国際大学 国際人文学部 国際文化学科 教授の遠藤恵子先生より、「男女平等参画社会の現状と課題について」を、お話しいただきます。

【遠藤恵子氏】 [講話「男女平等参画社会の現状と課題について」]

【事務局】 ありがとうございました。

次第の9のその他といたしまして、佐倉市男女平等参画推進センター事業について指定管理者からご報告をいたします。

【佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者】

[男女平等参画推進センター事業報告]

【事務局】 最後に、2回目の審議会の日程をご報告します。

【事務局】 2回目の審議会については、7/21（火）の午前中に開催を予定しています。期日が近くなりましたら、開催通知をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。追加で2点、振込口座申出書及び交通費の支払いのご提出と紙またはデータの希望について事務局へご報告をお願いします。

【事務局】 以上をもちまして、本日の会議を終了します。長時間のご審議、ありがとうございました。

午前 11 時 58 分 閉会